

## 2 「規制影響分析」の第三者的機関による評価

**3-2-1 RIA の第三者的機関による評価の 2 類型：** RIA の第三者的機関による評価には、  
(1) 規制制定過程内において、個々の評価 (RIA) の内容と質を検証する「レビュー」と、  
(2) 規制制定後において、複数の評価の結果から得られた教訓を統合したり、個々の評価の評価を通じて質の改善を行うことを目的として実施される「メタ評価」とが存在する。以下、上記 2 つに分けて説明する。

### (1) 規制制定過程内に行われる規制影響分析の「レビュー」

**3-2-2 レビューの実施主体：** RIA の「レビュー」は、米国行政管理予算庁 (OMB)、英国内閣府 (CAO) など、政府部内において規制制定時の手続及び規制の評価制度を所管する府省横断的な役割を持つ中核的な機関 (評価制度所管府省) によって実施されている。

#### 評価ガイドライン等における規定事項

**3-2-3 【米国】行政管理予算庁によるレビューと改善のための通達：** 連邦政府の予算、マネジメントから政策の策定に至る事項に関して幅広い権限を有する OMB 内部において、規制に関連する事項を取り扱う部局である情報・規制問題室 (OIRA : Office of Information and Regulatory Affairs) は、米国の RIA の実施根拠である大統領令 12866 に基づき、規制所管府省が作成した規制案及びそれに付随する RIA に関するレビュー (OIRA's review of a draft regulation)、及び連邦政府全体の視点からの規制政策の調整の役割を果たしている。

OMB のレビューでは、規制案が「大統領令 12866 を反映したものか」、「大統領の政策を反映したものか」、「府省間の調整はとれているか」という視点からのチェックが行われる。レビューの結果、特に、規制所管府省に対して規制案を差し戻す際には「差戻通達 (Return Letters)」を、OMB が重要であると考えられる規制案についてそれをより充実化するためにコメントを添付する際には「助言通達 (Prompt Letters)」を、それぞれ、各府省に提出することとなる。

#### **差戻通達 (OIRA Return Letters)**

OIRA による規制案のレビューの過程で、各府省に規制案を再考してもらうために、OMB は差し戻し (return) をする旨の通達 (Letter) を行う場合がある。各府省による分析 (RIA) の質が不十分である場合、導入しようとしている規制案の内容が分析 (RIA) によって正当化されない場合、大統領令 12866 で示されている規制原則や大統領が示している政策・優先順位等と規制案とが一致していない場合、他の大統領令や法令と規制案とが矛盾している場合などに、差し戻しがなされる。こうした差し戻しは、必ずし

も OMB/OIRA が当該規制案に反対することを示すものではない。むしろ差戻通達は、各府省が更なる検討を行うことにより、規制案がよい結果をもたらすであろう、という OIRA の考えを説明するものである。

### 助言通達 (OIRA Prompt Letters)

助言通達の目的は、OMB として、各府省の優先事項に値するであろうと考える問題を提起することにある。助言通達は、OIRA によるレビューを受けるために各府省が提出する規制案への回答として送付するというよりは、OMB の発案として、各府省がどのように当該規制案を改善しようのかを示すために送付されるものである。

資料) OMB ホームページ (<http://www.whitehouse.gov/omb/infoereg/regpol.html>) より

**3-2-4 年次報告において、規制のもたらす費用・便益の総合計を算出：** また OMB では、1997 年度から毎年度、連邦政府が実施している規制についての費用・便益の分析に関する議会報告「連邦政府規制の費用・便益に関する議会への報告」<sup>1</sup>を作成している。この議会報告は、2000 年に成立した「規制を知る権利に関する法」(Regulatory Right-to-Know Act) に基づき実施<sup>2</sup>されているもので、規制所管府省が実施した RIA 結果を基に (費用要素や便益要素が定量化・金銭価値化されている・いないに問わず)、連邦政府が導入・維持している主要な規制<sup>3</sup>がもたらす総便益・総費用について、年次ベースでの算出を行いつつその報告を行うものであり、これまでに 6 回の報告が行われている。

### 米国における「連邦政府規制の費用・便益に関する議会への報告」

#### ～ 規制を知る権利に関する法の要請 ～

#### 第 624 条

- (a) 【一般規定】2002 暦年及びそれ以降の各年において、OMB 長官は、合衆国法典第 31 編第 1105 条に定める予算とともに、次に掲げるものを内容とする説明文書及び関連資料を議会に提出しなければならない。
- (1) 連邦規制及び書類作成作業に係る総年次費用・便益 (定量化可能・定量化不能双方の効果を含む。)の推計値 (次の範疇によるもの)
    - (A) 総計
    - (B) 連邦政府機関・同プログラム別
    - (C) 主要規制別
  - (2) 州政府・地方政府・先住民政府・中小企業・賃金・経済成長に連邦規制がもたらすインパクトの分析結果
  - (3) 改革に向けた提言
- (b) 【告知】OMB 長官は、本条 (a) に規定する報告を議会に提出する前に、当該報告を告知にかけ、パブリックコメントを得る機会を設定しなければならない。

<sup>1</sup> Report to Congress on the Costs and Benefits of Federal Regulations

<sup>2</sup> それ以前 (2001 年度年次報告以前) は、年度ごとに策定・改定される「財務・一般政府歳出法 (Treasury and General Government Appropriations Act)」に基づき実施されていた。

<sup>3</sup> ここで言う「主要な規制」の定義については、本文 3-2-8 を参照。

(c) 【指針】OMB 長官は、本条の履行に際して、各府省に対して下記の事項に関する標準化を行うための指針を示さなければならない。

- (1) 費用・便益の計測方法
- (2) 集計表

(d) 【ピアレビュー】OMB 長官は、本条に規定される指針、個々の集計表、報告について、独立した外部主体によるピアレビューに付さなければならない。当該ピアレビューは「連邦助言委員会法」の対象とはならない。

資料 OMB (2003) *2003 Report to Congress on the Costs and Benefits of Federal Regulations and Unfunded Mandates on State, Local, and Tribal Entities* 195 頁より。

**3-2-5 【英国】内閣府が「より良い規制」原則に基づき RIA をレビュー：** 英国 CAO においては、規制インパクトユニット (RIU : Regulatory Impact Unit) が、英国中央政府が導入する規制が「より良い規制」原則<sup>4</sup>に合う公平・効率的なものとなるよう、各規制所管府省等との調整を行っており、その文脈において RIA に関するレビューも実施されている。この RIA のレビューは、同ユニット内の監査チーム (Scrutiny Team) によって実施されている。

#### 英国内閣府規制インパクトユニット (RIU)

##### RIU のミッション

RIU は、他省・エージェンシー・規制実施主体と協力しつつ、公平・効率的な規制を達成すること、すべての新設・既存規制について、その必要性、「より良い規制」原則の遵守、国民等に課される義務の最小化などを確実なものとするための役割を担っている。

##### RIU の機能

- ・ Promoting: 「より良い規制」原則を推進すること
- ・ Identifying: リスクを明確にし、それに対処する代替案を評価すること
- ・ Supporting: 「より良い規制タスクフォース」を支援すること
- ・ Removing: 規制改革法による権限を用いて、不必要な法規制、時代遅れとなった法規制、過剰な負担を強いる法規制を撤廃すること
- ・ Improving: 小企業の要望を特に重視しながら、規制の評価・作成・実施を改善すること

##### 監査チームの役割

- ・ 監査チーム (Scrutiny Team) は、政策の形成・実施の知見のあるスタッフ (各府省からの出向者、民間からの出向者) により構成される。
- ・ 個々の RIA に対しては、以下の観点からの精査がなされる。
  - － Transparency : 規制の目的と発生する義務を明確に定義しているか
  - － Accountability : 議会への説明責任を果たしているか、(国民等への) アピールはアクセスしや

<sup>4</sup> 政府から独立した立場に立ち規制に対する助言を行う「より良い規制タスクフォース」(BRTF: Better Regulation Task Force) が、1997 年に発表した 5 つの原則。英国中央政府が導入する規制が、①リスクとコストとが釣り合いのとれた (Proportionality)、②説明責任を果たしている (Accountability)、③論理が一貫した (Consistency)、④透明な (Transparency)、⑤目的が明確である (Targeting) ものであることを求めるもの。

すいか

- Consistency : 既存の英国・欧州の規制と一貫しているか
- Targeting : 存在する問題に焦点が当てられているか
- Proportionality : 問題（リスク）と規制のコストとが見合っているか

資料) 英国 CAO/RIU ホームページ (<http://www.cabinet-office.gov.uk/regulation/>)

**3-2-6 【豪州】生産性委員会が RIA 要請事項の遵守状況を年次報告：** 豪州において規制に関する政策評価制度を所管する生産性委員会 (PC: Productivity Commission) では、1997 年度から毎年度、連邦政府による「規制とその見直し (Regulation and its Review)」に関する報告を作成している。この報告は、1997 年の政府方針に基づいて制度的に導入されている RIA に求められている分析・対応事項につき、その執行・遵守状況について報告を行うものであり、これまでに 6 回の報告が行われている。

#### 豪州における「規制とその見直し」年次報告

1997年の首相声明「仕事により多くの時間を」(More Time for Business) は、規制制定・見直しに際しての政府イニシアチブについてまとめている。本声明では、RIAを早期段階で準備して、法律・規制制定過程の大部分を網羅することを要請した。それと同時に、オーストラリア内閣は、2つのプログラム——競争制限を行う既存規制の見直し、各府省審議会や国の基準策定機関における規制案の全体的な見直しの徹底——を導入した。

生産性委員会に設置されている規制レビュー室 (ORR: Office of Regulation Review) は、こうした政府イニシアチブの履行を確保するための中枢的機能を果たす。ORRは、RIAの十分性に関するアドバイスをを行うことに加え、ガイダンスや講習を実施することを通じて、すべての府省・国の基準策定機関における新規規制導入・既存規制見直し作業を支援する。同様に、既存の連邦規制に関する見直しの方法について提示することが求められている。

政府は生産性委員会に対して、こうした規制の見直しに関する政府イニシアチブの履行状況について、毎年報告を行うことを要請した。この報告書は、こうした要請に応えるべく、1997-98年度における生産性委員会の年次報告書シリーズの1つとしてまとめられた最初の報告書である。

資料) 豪州 Productivity Commission (1998), *Regulation and its Review 1997-98* 前文より。

## 評価事例における取組実態

### 3-2-7 【米国】行政管理予算庁によるレビュー・改善のための通達の例： OMB/OIRA

によるレビューは、年間約 500 本程度を対象に実施されている。そのうち、差戻通達は年間約 10 数本程度、他方、助言通達は年間約 5 本程度、出されている。具体的には、以下のような差戻通達・助言通達の例が存在する。

#### 差戻通達 ( Return Letters )

- ▶ *Letter to the Department of Transportation's National Highway Traffic Safety Administration on "Tire Pressure Monitoring Systems"* (February 12, 2002)

[http://www.whitehouse.gov/omb/infocoreg/return/dot\\_revised\\_tire\\_rtnltr.pdf](http://www.whitehouse.gov/omb/infocoreg/return/dot_revised_tire_rtnltr.pdf)

旅客用車両に設置する「タイヤ空気圧測定装置」の装着義務に関する規制について、4 つのオプションを設定し、それぞれの費用（装着コスト等）と便益（死傷者数の削減等）を算出した事例。運輸省国家高速道路交通安全局（DOT/NHTSA）が掲げる安全に関する基準については理解するものの、①現行の代替案と同水準の安全性が確保でき、かつ運転者に対して過度の負担にならない ABS をベースにした代替案を新たに設定して分析する必要がある、②分析の前提となっている仮説やデータについて合理的な根拠を見出しにくい（例えば、警告に反応する運転手の割合の根拠が不明であること等）、③感度分析の手法を採用していない、といった点が問題であると指摘している。

- ▶ *Letter to the Environmental Protection Agency on "Federal Water Quality Standards for Indian County and Other Provisions Regarding Federal Water Quality Standards"* (October 2, 2001)

[http://www.whitehouse.gov/omb/infocoreg/return/epa\\_water\\_quality\\_rtnltr.html](http://www.whitehouse.gov/omb/infocoreg/return/epa_water_quality_rtnltr.html)

飲料水という国民の生活（安全、健康）に直結する重要な規制案であるとの観点に立ち、特に、①費用便益分析（コストは大きくないと前提で定量的に分析していないが、OMB の知る限り少なくとも 300 箇所の水源地が影響を受ける規制であり、コストは少ないとは言えず、費用の定量分析が必要）と、②コンサルテーション（規制によって重大な影響を受ける州政府に対してコンサルテーションを実施していない）に問題があり不適切とコメントしている。

#### 助言通達 ( Prompt Letters )

- ▶ *"Letter to the Department of Agriculture and the Department of Health and Human Services regarding dietary guidelines"* (May 27, 2003)

[http://www.whitehouse.gov/omb/infocoreg/prompt\\_dietary\\_052703.pdf](http://www.whitehouse.gov/omb/infocoreg/prompt_dietary_052703.pdf)

食生活が健康に与える影響に関するデータについて、政策分野の一部を共有する農務省と保健福祉サービス省がより一層協力してデータを共有化し、近年改定予定の「食生活に関するガイドライン」の充実化を図るよう OMB が勧告している。OMB がチェックする視点のうち、「府省間の調整はとれているか」という点を重視したものの。

- ▶ *"Letter to the Environmental Protection Agency regarding particulate matter"* (December 4, 2001)

[http://www.whitehouse.gov/omb/infocoreg/epa\\_pm\\_research\\_prompt120401.html](http://www.whitehouse.gov/omb/infocoreg/epa_pm_research_prompt120401.html)

大気汚染の主要因とされているすす等の粒子状物質（PM）の拡散防止の取組みについて、規制を含む政策の効果をより高めるために、特に「研究費の拡充」、「PM 対策関連施策における費用便益分析の精練化」を要求している。

**3-2-8 規制所管府省における RIA の定量化・金銭価値化状況：** また、OMB が毎年審査する最終規制案の中から、下記の定義に該当する主要な規制案－民間事業者や国民に対して何らかの実質的支出を課す規制、若しくは、新たな社会的便益を産み出す規制（Social Regulations<sup>5</sup>）－に限定して、その RIA における分析の程度（定量化・金銭価値化の状況）を整理し、年次報告「連邦政府規制の費用・便益に関する議会への報告」においてまとめている。

- ・ 大統領令 12866 において「経済的に重要な影響を及ぼす（Economically Significant）規制」と定義されている規制・・・
- ・ 議会レビュー法（Congressional Review Act）において「主要な（major）規制」と定義されている規制・・・
- ・ 財源のない命令の改正に関する法（Unfunded Mandate Reform Act）において設定されている閾値内にある規制・・・

図表 3-2- 1 米国 OMB が「レビュー」を行った最終規制案・RIA の数

議会報告年次 (調査対象期間)	官報に掲載された最終規制案			
		OMB が審査を行った最終規制案		
			定義に該当する主要な最終規制案	
			Social Regulation (分析対象)	
1997 (96.4.1-97.3.31)	4,100 以上	約 273	41	21
1998 (97.4.1-98.3.31)	4,720	230	33	22
2000 (98.4.1-99.3.31)	4,752	255	44	22
2001 (99.4.1-00.3.31)	4,679	190	31	12
2002 (00.4.1-01.9.30)	—	435 以下	87	34
2003 (01.10.1-02.9.30)	4,153	330	31	6
2004 ドラフト版 (02.10.1-03.9.30)	4,312	349	37	12

資料) OMB, *Reports to Congress on the Costs and Benefits of Federal Regulations* 各年度版  
注) 1999 年度版は存在せず。2002 年度版の調査対象期間のみ 18 か月となっている。以下同じ。

<sup>5</sup> その対比概念としては、財政措置等のように利害関係者間での所得移転をもたらすに過ぎず（財政措置の場合、納税者から施策の受益者への所得移転とみなされる）、何ら新たな社会的便益・社会的費用をもたらさない規制－Transfer Rules

図表 3-2- 2 米国規制所管府省の RIA における「便益」の定量化・金銭価値化状況

議会報告年次 (調査対象期間)	分析対象とした 最終規制案数	金銭価値化を 行っている例	定量化を 行っている例	定量化・金銭価値化 を行っていない例
1997 (96.4.1-97.3.31)	21	8	6	7
1998 (97.4.1-98.3.31)	22	13	3	6
2000 (98.4.1-99.3.31)	22	12	4	6
2001 (99.4.1-00.3.31)	12	8	0	4
2002 (00.4.1-01.9.30)	34	17	3	14
2003 (01.10.1-02.9.30)	6	5	0	1

注) 表頭の「金銭価値化を行っている例」とは、便益要素の全部又は一部を金額ベースに換算しているケースを、「定量化を行っている例」とは、便益要素の全部又は一部を定量化(金額ベースに換算していない)ケースを、それぞれ指している。

図表 3-2- 3 米国規制所管府省の RIA における「費用」の定量化・金銭価値化状況

議会報告年次 (調査対象期間)	分析対象とした 最終規制案数	金銭価値化を 行っている例	定量化・金銭価値化を 行っていない例
1997 (96.4.1-97.3.31)	21	16	5
1998 (97.4.1-98.3.31)	22	19	3
2000 (98.4.1-99.3.31)	22	16	6
2001 (99.4.1-00.3.31)	12	8	4
2002 (00.4.1-01.9.30)	34	26	7
2003 (01.10.1-02.9.30)	6	3	3

図表 3-2- 4 米国規制所管府省の RIA における「便益・費用」の定量化・金銭価値化状況

議会報告年次 (調査対象期間)	分析対象とした 最終規制案数	便益の一部・費用の一部を金銭価値化している例			全便益・費用 を定性的に記 述している例
		便益の一部・費用の一部を金銭価値化している例	便益 費用と 示している例	便益<費用と 示している例	
1997 (96.4.1-97.3.31)	21	—	7	—	5
1998 (97.4.1-98.3.31)	22	13	6	4	—
2000 (98.4.1-99.3.31)	22	10	8	—	—
2001 (99.4.1-00.3.31)	12	6	3	—	2
2002 (00.4.1-01.9.30)	34	12	9	2	—
2003 (01.10.1-02.9.30)	6	3	2	1	1

**3-2-9 RIA義務付け対象外機関におけるRIAの状況：** 米国において連邦政府に対してRIAの実施を義務付けている大統領令 12866 では、「独立規制所管機関（Independent Regulatory Agencies）」をその対象から除外している。しかし、「中小企業への規制執行公正法」（Small Business Regulatory Enforcement Fairness Act）の要請として、会計検査院（GAO）は、「独立規制所管機関」を含む政府関係機関における主要な規制について、司法委員会に対して報告することとされており、OMBでは、当該GAO報告の中でまとめられている主要な規制の費用及び便益に関する情報を用いて、「独立規制所管機関」が実施したRIAにおける分析の程度を整理している。

同報告の中でも、「独立規制所管機関」におけるRIAでの定量化・金銭価値化の取組度合いは、連邦政府に比べて低いという事実が指摘されている。また、機関別の傾向にも差異がみられる。例えば、過去数年間においてRIA実績数の多い連邦通信委員会（FCC）と証券取引委員会（SEC）を比較すると、FCCが過去取り組んできたRIA57事例の中で、費用の金銭価値化を行った1件を除き、ほとんどの分析においては費用・便益に関する情報すら記載されていないとされている。一方、SECが過去取り組んできたRIA29事例では、ほとんどの分析において費用・便益に関する情報を記載すると共に、14事例において費用の金銭価値化を、6事例において便益の金銭価値化を行っており、その傾向は近年高くなってきている。

図表 3-2-5 米国「独立規制所管機関」におけるRIA実施状況

	1998 ( 96.4.1 ~98.3.31)	2000 ( 98.4.1 ~99.3.31)	2001 ( 99.4.1 ~00.3.31)	2002 ( 00.4.1 ~01.9.30)	2003(01.10.1 ~02.9.30)
連邦通信委員会 ( Federal Communication Commission : FCC )	25	15	5	4	8
証券取引委員会 ( Securities and Exchange Commission : SEC )	10	7	3	3	6
連邦準備制度理事会 ( Federal Reserve Board : FRB )	2	—	—	—	1
原子力規制委員会( Nuclear Regulatory Commission : NRC )	2	2	1	1	3
連邦エネルギー規制委員会( Federal Energy Regulatory Commission : FERC )	2	—	1	—	—
米国信用組合局 ( National Credit Union Administration : NCUA )	—	1	—	—	—
米連邦取引委員会 ( Federal Trade Commission : FTC )	—	—	—	—	1
分析対象とした最終規制案数	41	25	10	8	19



図表 3-2- 6 米国「独立規制所管機関」の RIA における「便益・費用」の  
 定量化・金銭価値化状況

議会報告年次 (調査対象期間)	分析対象とした 最終規制案数	費用・便益に関する 情報を記載している例	費用を金銭価値化 している例	便益を金銭価値化 している例
1998 (96.4.1-98.3.31)	41	12	4	1
2000 (98.4.1-99.3.31)	25	7	4	2
2001 (99.4.1-00.3.31)	10	7	0	1
2002 (00.4.1-01.9.30)	8	3	3	1
2003 (01.10.1-02.9.30)	19	8	6	3

注) 1998 年度版の調査対象期間は 24 か月、2002 年度版の調査対象期間は 18 か月。

**3-2-10 【英国】内閣府によるレビュー：** 規制制定過程において、CAO/RIU は、自ら策定した RIA ガイドラインに掲げる視点に沿って、規制所管府省が作成した RIA をレビューしている。具体的には、「Partial」、「Full」という 2 つの段階の RIA を RIU 内の監査チームがレビューしており、チームメンバーはそれぞれ担当する府省が割り当てられている。レビューは、各規制所管府省が作成した RIA が、英国 RIA ガイドラインに沿って作成されているかを中心にレビューされ、コメントが各府省に戻されることになる。

なお RIU では、RIA 実施過程における各府省の遵守状況 (Compliance with the Regulatory Impact Assessment process) を評価して、その結果を大臣声明 (Ministerial Statement) を通じて発表している。これまで 2002 年、2003 年の 2 回実施している。2002 年 12 月の 1 か月分を対象に実施した際の遵守状況は 92%であった。また、翌年の 2003 年 11 月の 1 か月分を対象に実施した際は 100%であった。

## (2) 規制制定後に行われる規制影響分析の「メタ評価」

**3-2-11 メタ評価の実施主体：** RIA の「メタ評価」は、米国会計検査院（GAO）、英国会計検査院（NAO）など、監査（会計検査）機関によって実施されている。

### 評価ガイドライン等における規定事項

**3-2-12 【米国】会計検査院が個々の RIA を評価：** 米国 GAO は立法府である議会に属する会計監査院であり、規制に関しては、「議会レビュー法」（Congressional Review Act）に基づいて「連邦政府機関による主要な規制についての報告」（Reports on Federal Agency Major Rules）を議会に提出している。具体的にこの報告は、政府機関及び職員法第 801 条<sup>6</sup>に基づき、連邦政府の主要な規制を対象に、GAO が規制案を受領してから 15 日以内に、議会に対して提出されるレター形式の定型評価である。

この報告は、各規制所管府省の個別規制の単位で作成される。評価は、次の 4 つの統一的視点を通じて行われる。

1. 規則に対する「大統領令 12866」に基づく費用便益分析が実施されている場合、その結果はどうか。
2. 「規制柔軟性法」（Regulatory Flexibility Act）による分析結果—中小企業へのインパクトに留意した分析—はどうか。
3. 「財源のない命令の改正に関する法」（Unfunded Mandates Reform Act）による分析結果—州・地方政府の財源に与えるインパクトに留意した分析—はどうか。
4. その他、規定・大統領令による要請への対応状況

資料）政府機関及び職員法第 801 条（議会によるレビュー）より

**3-2-13 【英国】会計検査院が複数の RIA 事例をメタ評価：** 英国の監査機関である NAO は、議会に属する機関として、規制に関して各規制所管府省が実施した RIA のメタ評価を実施している。この機能は、2002 年 12 月の内閣府長官（Cabinet Secretary。日本の内閣官房副長官（事務）に相当）による要請に基づき 2003 年度から NAO に新たに加わったものであり、以降毎年、規制所管府省が作成した RIA から複数のサンプル事例を抽出し、そのメタ評価を実施することになったものである。

<sup>6</sup> Section 801-Congressional Review (a)(2)(A) of title 5-Government Organization and Employees

## NAO がメタ評価を行うようになった経緯

2001年11月

○NAOは、報告書「より良い規制—RIAをうまく活用しながら—」(“Better regulations : Making Good Use of Regulatory Impact Assessments” HC329 Session 2001-02)を公表。23本のRIAをサンプルとして分析し、①規制制定過程の早期からのRIA実施、②有効なコンサルテーションの実施、③費用・便益の適切な分析を勧告

○CAOが、NAOの勧告を取り入れて、ガイドライン更新作業を開始

2002年4月

○決算委員会(PAC : Committee of Public Accounts)が公聴会を開催して、NAO報告書を討議。同委員会は、NAOがRIAをメタ評価すべきと勧告

2002年12月

○内閣府長官(the Cabinet Secretary)がNAOに、RIAのサンプルを毎年分析するように要。

2003年度

○NAOは、上記要請を受けて、パイロット的に10本のRIAを評価

資料 NAO(2004)、“*Evaluation of Regulatory Impact Assessments Compendium Report 2003-2004*”

NAOによるメタ評価は、CAO/RIU作成の英国RIAガイドラインをベースにしてNAOが独自に作成した、以下の6項目の視点から実施される。

## NAOによるRIA「メタ評価」の視点

### **1 RIAの作成(作業)は、十分に早期に開始されたか?**

- ✓ 各府省の規制の目的は、明確(clear)であったか?
- ✓ 各府省は、RIAの作成(作業)に現実的な時間を確保したか?
- ✓ 各府省は、リスクを検討したか?
- ✓ 各府省は、様々な(a range of)オプションを検討したか?
  - 規制以外の代替案(alternatives to regulation)が検討されたか?
  - 代替的な規制案(alternative regulatory tools)も検討されたか?

### **2 コンサルテーションは、有効であったか?**

- ✓ 有効なコンサルテーションが、RIA作成過程の早期に開始されたか?
- ✓ 各府省は、適切なコンサルテーション技術を活用したか?
- ✓ 各府省は、規制のインパクトを明確(clearly)に説明したか?
- ✓ 各府省は、関心を有するすべての利害関係者のグループと協議(consult)したか?
- ✓ 各府省は、中小企業(small businesses)へのインパクトを検討したか?
- ✓ コンサルテーションの結果は、規制の形成(formulating)に十分に活用されたか?

### **3 RIAは、「費用」を完全に算定したか(assess costs thoroughly)?**

- ✓ 影響を及ぼす導入費用(implementation costs)と政策費用(policy costs)はすべて考慮されたか?
  - 各府省は、費用の帰属先をすべて特定したか?
  - 各府省は、中小企業の費用を考慮したか?
  - 各府省は、発生しそうな費用(likely costs)をすべて特定したか?

－ 各府省は、すべてのオプション案の費用を算定したか？

**4 RIA は、「便益」を現実的に算定しているか (assess benefits realistically) ?**

- ✓ 各府省は、便益の帰着先をすべて特定したか？
- ✓ 便益は、規制の内容に照らして現実的かつ妥当であったか？
- ✓ 便益の定量化／スコア化の手法は、確実なもの (robust) であったか？
- ✓ 各府省は、すべてのオプション案の便益を算定したか？

**5 RIA は、規制遵守水準を現実的に評価したか (realistically assess compliance) ?**

- ✓ 規制が遵守されない可能性は、分析に組み込まれていた (factored) か？
- ✓ 各府省は、実際の規制遵守水準を評価したか？
- ✓ 規制遵守を向上させる方法は、検討されたか？

**6 規制は、効果的にモニタリングされ、評価されるか？**

- ✓ RIA は、規制の目的達成状況をモニタリングし、評価する手続を含んでいたか？

資料 NAC(2004), "*Evaluation of Regulatory Impact Assessments Compendium Report 2003-2004*"

## 評価事例における取組実態

**3-2-14 【米国】個々の RIA ごとに。定型的評価レポート形式で：** 米国 GAO による RIA のメタ評価報告書である「連邦政府機関による主要な規制についての報告」(Reports on Federal Agency Major Rules) では、法の規定に基づいて、主要な規制に対して年間 50～70 本の定型的な評価レポートが作成されている。この評価レポートでは、RIA が手続に沿って正しく行われているかどうかについて、前述の 4 つの視点からチェックすることを主眼に置いており、評価者の質や業績を評価する「評価の評価」を目的に実施するメタ評価に位置付けられる。

図表 3-2-7 のとおり、この評価レポートは全体が 4 頁で構成されており、最初の 2 頁が評価レポートのヘッダーで、残る 2 頁は評価の結果という形式になっている。このように、構成や表現形式が定型化されている点が特徴である。

**3-2-15 【英国】良い事例・悪い事例をとりまぜた事例の抽出：** 英国 NAO による RIA のメタ評価報告書である「RIA 評価概要報告」(Evaluation of Regulatory Impact Assessments Compendium Report) では、毎年約 10 本程度の RIA をサンプル的に選定し、前述のような統一的視点からの評価が実施されている。メタ評価の対象とされる RIA は、閣僚署名が済んでいる最終段階の RIA (Final RIA) に限定されている。このように、分析の対象を最終段階の RIA に限定することに関して、NAO は、“政策の意思決定過程へ関わることのリスクを避けるため<sup>7</sup>”と説明している。具体的な評価対象となる RIA は、政府から独立した立場に立ち規制に対する助言を行う「より良い規制タスクフォース」(BRTF : Better Regulation Task Force)<sup>8</sup>が第一次候補を選定し、その中から NAO が選別する手順により、決定されている。BRTF の第一次候補には、分析の質の面から良い例と悪い例の双方が含まれている。

NAO のメタ評価では、2 種類 (詳細版、簡易版) の評価報告が作成される。詳細版報告は各府省に提示され、簡易版報告のみが一般に向けて公表される。

2003-2004 年度報告において、NAO は計 13 事例の RIA に対するメタ評価を実施した。BRTF 推薦の 21 事例 (良い例 : 11、基準を満たさない例 : 10) から、13 (7 : 6) 事例を選定している。その結果としてまとめられた報告においては、図表 3-2-8 の 11 項目からなる「勧告」(Recommendation) が、結論として提示されている。

---

<sup>7</sup> NAO (2004) , *Evaluation of Regulatory Impact Assessments Compendium Report 2003-2004* 41 頁

<sup>8</sup> 1997 年に設置された独立の検討枠組み。政府機関に対して、「より良い規制」原則に沿った規制制定と実施を確保するための方策をアドバイスしている。毎年、年次報告書を公表している。

図表 3-2- 7 米国 GAO 「メタ評価報告書」の形式

 <p>発効日</p> <p>宛名 (議会議長宛)</p> <p>評価対象の規制影響報告書のテーマ： ○○○○</p> <p>本レポートの位置付け (本レポートは、Section 801-Congressional Review (a)(2)(A) of title 5 に基づき…)</p> <p>評価対象の規制の概要</p> <p>結論 (評価の結果は別添とおりでである。××省は要求される事項に沿って評価書を作成していた。)</p> <p style="text-align: right;">p1          レポート番号</p>	<p>本レポートについての質問は、●●まで…</p> <p>評価担当者名</p> <p style="text-align: right;">p2          レポート番号</p>
<p>タイトル： Section 801-Congressional Review (a)(2)(A) of title 5 に基づき、××省の作成した規制影響報告書「●●●●」を評価したもの</p> <p>(i) 費用便益分析 …</p> <p>(ii) 規制柔軟性法への対応 …</p> <p>(iii) 財源のない命令の改正に関する法への対応 …</p> <p>(iv) その他の規定、大統領令による要請への対応</p> <p>××法 § ××…</p> <p style="text-align: right;">p3          レポート番号</p>	<p>□□法 § ××…</p> <p>◇◇法 § ××…</p> <p>▲▲法 § ××…</p> <p style="text-align: right;">p4          レポート番号</p>

図表 3-2- 8 英国 NAO 「メタ評価報告書」の勧告

- RIA は、どのような規制案であってもその意思決定過程の早期に作成が着手され、規制制定過程の全体を通じて進化 (evolve) していくべきである。
- RIA の作成過程は、「良い政策決定 (good policy making)」にとって重要な役割を果たすため、各府省は、RIA 作成に関して省内の諸資源を適切に投入する必要があると共に、適切なトレーニングが実施される必要がある。
- 可能であれば、各府省は、これまでの RIA 作成経験をいかして、政策決定過程において規制案を詳細に精査する風土 (culture of thorough scrutiny) を培うべきである。
- RIA は、規制の目的を明確に示して、当該規制により何を達成しようとしているのかを各府省が明確に把握していることを示すべきである。また目的を明確にすることで、規制のオプション (規制以外の代替案を含む) を適切に示すべきである。
- 各府省は、政策目的を達成するための様々な (a range of) オプションを検討すると共に、それらを RIA で示すべきである。オプションには、「何もしない」オプションと、可能であれば規制以外の代替案も含めるべきである。そして、オプションそれぞれについて、その適切な実施枠組み (enforcement regime) を検討すべきである。
- RIA では、政策が取り組もうとしている問題に関して、詳細な「リスク評価」を行うべきである。その分析の中では、規制が無ければ現状の問題はどうなるのか (consequence of not regulating) を示すべきであり、それは規制案の純便益を特定することに役立つ。
- 各府省は、コンサルテーションを実施して、主な利害関係者や関心を有する主体の意見を聞く機会を設定しなければならない。
- RIA は、現実的である必要があると同時に、「不確実性」に注意を払うべきである。そのためには例えば、(それが適切な場合には) 費用と便益とを、「点」ではなく「幅」で示すことなどの方法がある。「感度分析」を実施するとともに RIA で示して、算定上の仮定が変わった場合の影響の変化を把握する必要がある。
- 各府省は、実践可能であれば、規制の費用と便益を定量的に示すべきである。省内エコノミストなど専門家の支援を得て、定量化の手法を確実なものにしていくべきである。
- 各府省は、規制が 100% 遵守されなかった際の影響についても検討すべきである。
- 各府省は、RIA において、規制の効果をどのように測定しモニタリングするのかを示すべきである。また規制が目的を達成しているのかを判断するための、評価やレビューの在り方についても示すべきである。またモニタリングや評価の結果が、いかに今後の政策決定に活用されるのかも説明する必要がある。

資料) NAO (2004), *Evaluation of Regulatory Impact Assessments Compendium Report 2003-2004*